

加古川市開発事業の調整等に関する条例施行規則の施行に関する基準（抄）

第3章 台帳等の公開

（公開の場所）

第3条 規則第15条に規定する協定書の公開又は規則第73条に規定する台帳の公開（以下「公開」という。）の場所は、都市計画部開発建築指導局開発指導課その他市長が定める場所とする。

（公開の時間等）

第4条 公開の時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 公開を行わない日は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する休日とする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、公開の時間を変更し、又は公開を行わない日を設けることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を公開の場所に掲示するものとする。

（公開の期間）

第5条 公開の期間は、協定書の公開にあつては、当該協定に係る道路整備が完了するまでとし、台帳の公開にあつては、当該台帳に係る開発事業の工事が完了するまでとする。ただし、この期間の終了後においてもなお閲覧の申出があった場合は、市長はこれに応じることができるものとする。この場合においては、第3条及び第4条並びに第6条から第9条までの規定を準用する。

（閲覧手続）

第6条 規則第15条に規定する協定書の写し又は規則第73条に規定する台帳（以下「台帳等」という。）を閲覧しようとする者は、台帳等閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

（公開の場所以外での閲覧の禁止）

第7条 台帳等を閲覧しようとする者は、第3条に規定する公開の場所以外の場所で閲覧してはならない。

（閲覧の停止又は拒否）

第8条 市長は、台帳等を閲覧している者又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、台帳等の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- （1）台帳等を損傷し、汚損し、若しくは加筆した者又はこれらのおそれがあると認められる者
- （2）他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- （3）この規程に違反した者又は職員の指示に従わない者

（写しの交付）

第9条 台帳の写しの交付は、加古川市情報公開条例（平成10年条例第27号）の定めるところによる。